



平成 30 年 4 月 5 日

各 位

会社名 株式会社TOKAIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鶴田 勝彦
(コード番号3167 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 人事企画部担当
山田 潤一
(TEL. 054-273-4932)

「在宅勤務制度」導入について

当社グループは、ワークスタイル改革の一環として平成 30 年 4 月 1 日より、介護または育児をしながら仕事をしている社員を支援するため「在宅勤務制度」を導入いたします。

これにより、社員の通勤時間やストレスが削減され、社員の能力が最大限発揮されることで、業務の生産性が向上し効率化が期待できます。

さらに、すでに導入済みの積立有給休暇制度について一部改定し、介護のために利用する場合に限り、積立日数の上限を 50 日から 100 日に拡大し、安心して働ける環境を整備していきます。

当社グループは今後も、ワークライフバランスの実現、育児・介護と仕事の両立支援、女性活躍及び様々な健康増進施策の取り組みなどを通じて、社員一人ひとりが働きやすく生き生きと輝いて働ける環境づくりへ積極的に取り組み、企業理念「お客様の暮らしのために。地域とともに、地球とともに、成長・発展し続けます。」の実現を目指します。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社TOKAIホールディングス 人事企画部

TEL : 054-273-4932